

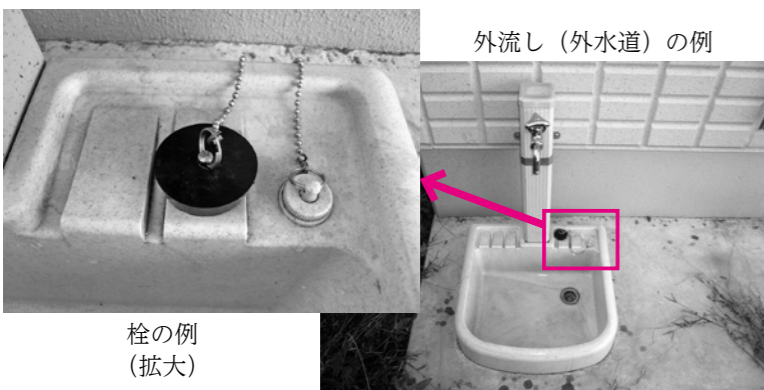
降雨時には外流し（外水道）に栓を！

小川町で整備している公共下水道・農業集落排水は分流式であり、汚水排水専用の下水道管です。そのため、雨水を流すことはできません。

雨水が流れるようになっていると、降雨時に大量の雨水が下水道管に流れてしまい、家庭内の汚水が流れにくくなってしまいます。また、下水処理場に過剰な負担をかけ、機器故障等の原因にもなります。

外流し（外水道）等を下水道に接続している家庭では、降雨時に「栓」等で蓋をしていただくよう、ご協力をお願いします。

問合せ 上下水道課 下水道担当 ☎(内) 363



消費生活相談

相談日：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（休日を除く）
場所：役場1階 消費生活センター ☎(内) 353・354

「あなたの土地を買い取ります」…原野商法二次被害に注意してください

【事例1】50年前に投資のつもりで遠方の山奥の土地を買った。半年前のある業者が訪れ「土地を高く売ってあげる。名義変更と土地の整備費として50万円、税金対策費用として400万円が必要」と言うので、土地が売れるならと思い支払った。すると、次から次へと別の業者が訪問して来ては「あの会社は詐欺だが我が社なら安心」「我が社の土地と交換しないか」等と言うので、訳が分からず言われるがまま応じていたら高額な支払いになったうえに、土地がなくなってしまった。

【事例2】昭和48年に原野商法でだまされて購入した土地がある。固定資産税もかからない土地なので放置しておいた。すると先日、業者から「介護施設を建設するので土地を買い取りたい。売りに先立って税金分90万円を支払って欲しい。介護施設の建設には国から補助金が出るので、後から返金する」と言われたが、本当の話だろうか。

原野商法は、原野等の価値のない土地をだまして売りつける悪質商法です。昭和30年代後半から昭和50年代にかけて被害が相次ぎました。被害者の多くは転売等がままならず現在もその土地を所有しており、自身が高齢になって何とか処分したいという思いから、悪質な勧誘に耳を傾けてしまうケースが多数あります。

悪質業者は、こうした土地の所有者情報を入手して「開発計画があるので高値で買います」「あなたの土地が必要なので、我が社の土地と交換したい」等と言って近づき、土地の測量代、雑草処分代、土地の交換差額の支払い等の理由をつけてお金をだまし取ろうとします。こうした被害を原野商法二次被害と言います。二次被害に遭った方の情報が悪質業者の間で出回ること、さらなる被害へ拡大する恐れがあります。

消費者へのアドバイス

- ①原野等の価値のない土地を新たに購入する方はまずいけません。「土地を買い取りたい人がいる」「高価格で売却できる」のセールストークを鵜呑みにしないでください。
②いろいろな名目でお金を要求してきます。不審な勧誘はきっぱりと断りましょう。
③訪問販売による測量や整地工事等の契約であればクーリング・オフが可能な場合もあります。契約が成立していない場合もあります。

トラブルにあった場合には、消費生活センター等に相談してください。局番なしの「188（いやや！）番」で、お近くの公的な相談窓口につながります。「188！泣き寝入り！」と覚えてください。

住宅相談

（新築、増改築、耐震改修、高齢者・障害者の住宅改善、バリアフリー）
1月19日（木）
時 午後1時30分～3時
場 役場1階消費生活センター
担 リリックおがわ 談話室
問 今月の相談員



高野 昭二 竹澤 虎男

法律相談

（不動産、離婚、労働等）
1月17日（火）
時 午前9時30分～正午
場 役場1階政策推進課
担 弁護士 数6人 申事前予約
問 政策推進課 ☎(内) 354

相続等相談

（相続、離婚関係）
1月13日（金）
時 午前9時～正午
場 役場1階市民相談コーナー
担 行政書士
申 不要（当日の受付順）
協 埼玉県行政書士会東松山支部
問 政策推進課 ☎(内) 354

人権相談

（いじめ、暴行、虐待、差別、プライバシー侵害、強制・強要）
1月24日（火）
時 午前10時～午後3時
場 リリックおがわ 談話室
担 人権擁護委員
問 総務課 人権推進担当 ☎(内) 352

教育相談

（子供の教育上の諸問題）
日 月～金曜日（祝日等は除く）
時 午前9時～午後4時30分
担 相談専門員・常任相談員
問 教育相談室 ☎72-6859
フリーダイヤル ☎0120-88-4153

消費生活相談

（契約や商品の品質、クレジット等の債務についての相談）
日 月～金曜日（祝日等は除く）
時 午前8時30分～午後5時15分
場 役場1階消費生活センター
問 政策推進課 ☎(内) 354

知的障害者相談

時 いつでもお電話ください。
担 相談員 田中由美子
☎ 72-7245

身体障害者相談

時 いつでもお電話ください。
担 相談員 安野育男
☎ 73-1221

高齢者総合相談

高齢者や介護保険に関する相談です。
日 月～金曜日（祝日等は除く）
時 午前8時30分～午後5時15分
場 社会福祉協議会（地域包括支援センター） ☎74-3461
他 介護福祉の相談は、さくらぎ苑 在宅介護支援センター ☎72-7030でも実施中

税務相談

1月10日（火）
時 午前10時～正午
場 東松山市・川島町・ときがわ町・滑川町・鳩山町・吉見町・嵐山町
他 どの会場へも申込みできます。
申 1月6日（金）までに各会場へ
問 東松山市 ☎23-2221、川島町 ☎049-297-1811、ときがわ町 ☎65-1521、滑川町 ☎56-4410、鳩山町 ☎049-296-5892、吉見町 ☎54-1511、嵐山町 ☎62-2150

1月の日本語教室（無料）

期 日 ひるの部 16日（月）・23日（月） 時 間 午前10時～12時
よるの部 10日（火） 時 間 午後7時～9時
場 所 リリックおがわ（町民会館）
問 合せ 政策推進課 広報広聴担当
☎ 電話 内線 354

Happy new year !!

身近な就職相談

1月18日（水）
2月1日（水）
時 午前9時～午後4時
場 役場1階市民相談コーナー
担 就職相談員
申 事前予約
（空きがあれば当日受付可）
問 にぎわい創出課 ☎(内) 234・235